

議案第 53 号

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和 7 年人事院勧告により国家公務員の給与改定等が実施されることに伴い、国家公務員の給与改定等に準じて給与改定等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(里庄町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町職員の給与に関する条例（昭和27年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号の表を次のように改める。

自動車等の使用距離	金額
片道5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上	38,700円

第17条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第17条の2第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職・教職員給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500

	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				
112		313, 300				
113		313, 500				
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				
117		314, 600				
118		314, 800				
119		315, 100				

	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

第2条 里庄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号の表を次のように改める。

自動車等の使用距離	金額
片道5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円

ロメートル未満	
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
片道100キロメートル以上	66,400円

第10条第3項中「55,000円」を「100,000円」に改める。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第17条の2第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年里庄町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第9条の2第2号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第4条 里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第9条の2第2号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(里庄町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第

10 条第 2 項第 2 号の表及び別表第 1 の改正規定に限る。) による改正後の給与条例の規定 令和 7 年 4 月 1 日

- (2) 第 1 条の規定（給与条例第 10 条第 2 項第 2 号の表及び別表第 1 の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の里庄町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定 令和 7 年 12 月 1 日

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。